

## 公 募 公 告

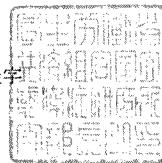
厚生労働省共済組合国立感染症研究所支部が行う福祉事業として、食堂の運営を希望する者を次のとおり公募します。

令和2年1月9日

厚生労働省共済組合

国立感染症研究所支部長

脇田 隆子



### 1. 件 名

厚生労働省国立感染症研究所戸山庁舎における食堂運営業務

### 2. 公募参加資格

- (1) 良質な商品又はサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務遂行が確保される者であること。
- (5) 下記6の公募説明書の交付を受けた者であること。
- (6) ブラブル等について速やかに対応できること。また使用許可の目的を十分に理解して、確実に許可目的を履行できる者であること。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(11)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (13) その他、許可者が指示したことに対応すること。

### 3. 契約期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで  
ただし、必要に応じ5年を超えない期間で更新することができる。

### 4. 場所

東京都新宿区戸山1-23-1 厚生労働省国立感染症研究所戸山庁舎食堂

### 5. 選考方法

提出された企画提案書等に基づき、企画内容及び経営実績等を総合的審査の上、業者を決定する。  
ただし、決定業者に辞退又は失格があったときは、次点の者を候補者とする。

### 6. 公募説明書の交付方法

下記10の場所において、直接交付する。

### 7. 提出書類

公募説明書のとおり

### 8. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限  
令和2年1月24日（金）  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- (2) 提出場所及び提出方法  
下記10の提出場所に持参すること。（ただし、郵送の場合には提出期限の前日までに必着するよう送付し、かつ受領の確認をすること。）

### 9. その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに關わる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。

### 10. 公募説明書交付場所及び企画提案書等提出場所並びに照会先

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1  
厚生労働省国立感染症研究所総務部総務課福利係  
電話（03）5285-1111 内線2060